

～災害見舞金のご案内～

大雨による床上・床下浸水の被害に対し、災害見舞金を支給します。

最近の大雨により、住家への床上・床下浸水等の被害が発生しています。

宇都宮市では、大雨による住家への床上・床下浸水の被害に対し、災害見舞金を支給しています。

床下浸水への災害見舞金の支給については、一定の要件がありましたが、制度を見直し、8月24日以降の全ての大雨による住家への床下浸水の被災者の方への支援を行います。

床下浸水被害への見舞金について（見直し後）

対象となる災害	8月24日以降の全ての大雨による住家の床下浸水が対象
対象となる床下浸水	・ 常時お住まいになっている住家が大雨により床下浸水の被害にあわれた場合（店舗、事業所は除く） ・ なお、基礎内側への被害があったものに限ります。
支給対象者と支給額	世帯主（又は世帯員） 1戸につき10,000円
受付期間	被害があった日から6か月以内
受付窓口	生活安心課（市役所2階 D1窓口） 電話 632-2819
持参するもの	①被害状況の写真 ②復旧作業に要した経費の領収書など、被害の状況がわかるもの ③振込先となる世帯主または世帯員の預金通帳
注意事項	資産税課への「り災台帳の登録」は不要です。 別途、り災証明書が必要な場合は、り災台帳への登録が必要です。 「り災台帳」に関する問い合わせ先は、資産税課 電話 632-2253、632-2257

※ 床上浸水被害への災害見舞金（1戸につき50,000円）については、り災台帳への登録後、生活安心課が、り災台帳を確認後に対象となる方に連絡します（申請書等は不要です。）。

宇都宮市では、地震や風水害の自然災害により被災した方々が、少しでも早く生活再建できるよう、様々な支援制度を設けています。詳しくは宇都宮市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
被災者支援制度一覧
QRコード



市ホームページ
災害見舞金制度
QRコード

災害見舞金に関するお問い合わせ先
宇都宮市 生活安心課 電話 632-2819